

# 児童手当の制度改正について

表面

令和6年10月分(12月10日支給分)から児童手当の制度が以下のとおり改正されます。

	改正前の児童手当 (令和6年9月分まで)	改正後の児童手当 (令和6年10月分から)
所得制限	所得制限あり	<b>所得制限なし</b>
支給対象児童	中学校修了まで 15歳到達後の最初の年度末まで	<b>高校生年代(※1)まで</b> 18歳到達後の最初の年度末まで
支給額(月額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3歳未満：一律15,000円</li> <li>●3歳から小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>●中学生：一律10,000円</li> <li>●所得制限以上～所得上限限度額未満： 一律5,000円(特例給付として)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3歳未満 第1子・第2子：15,000円</li> <li>●3歳から<b>高校生年代まで</b> 第1子・第2子：10,000円</li> <li>●0歳から高校生年代まで <b>第3子以降：30,000円</b></li> </ul>
支給月	年3回(4か月毎) 10月(6月～9月分) 2月(10月～1月分) 6月(2月～5月分)	<b>年6回(偶数月)</b> 12月(10・11月分)、2月(12・1月分) 4月(2・3月分)、6月(4・5月分) 8月(6・7月分)、10月(8・9月分)
多子加算の算定	高校生年代の児童から第1子とカウント (18歳到達後の最初の年度末まで)	<b>大学生年代(※2)の子から第1子とカウント</b> (22歳到達後の最初の年度末まで) ただし、 <b>監護相当(※3)かつ生計費の負担(※4)</b> をしている子に限る。

## 〈用語の説明〉

(※1) 高校生年代	18歳到達後の最初の年度末まで(令和6年度は平成18年(2006年)4月2日～平成21年(2009年)4月1日生まれの児童)
(※2) 大学生年代	22歳到達後の最初の年度末まで(令和6年度は平成14年(2002年)4月2日～平成18年(2006年)4月1日生まれの子)
(※3) 監護相当	「監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護」をいう。
(※4) 生計費の負担	「父母等がその子の日常生活に係る費用の全部又は一部を負担しており、かつ、これを欠くとその生活の水準を維持することができない場合」をいう。

## 1. 児童手当制度の改正に伴い、手続きが必要な方

(1) 児童手当を受給している方で、新たな多子加算の算定対象となる大学生年代の子(監護相当かつ生計費の負担をしている子に限る。)がおり、その子を含めて**3人以上の子**を監護・養育している方。

→ **「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出**

**注意** 大学生年代の子が婚姻又は出産、就職などを機に父母等から独立して生計を営むなど、監護かつ生計費の負担をしていると言い難い場合は算定対象とならない可能性があります。

(2) 支給対象児童を養育している方で、生計を維持する程度が高い方の所得が所得上限限度額を超過したため、現在、児童手当を受給していない方→ **新規申請**

(3) 高校生年代の児童又は高校生年代の児童と大学生年代の子のみ養育している方→ **新規申請**

(4) 支給対象児童を監護・養育しているが、何らかの理由で、現在児童手当を受給していない方→ **新規申請**

詳しくは **裏面** をご覧ください。

2. 申請手続について **(公務員の方は勤務先へご確認ください。)**

裏面

(1) 新座市から児童手当(特例給付を含む)を受給している方

**問1** 大学生年代の子(監護相当かつ生計費の負担をしている子に限る。)があり、その子を含めて**3人以上の子**を監護・養育している。  
※対象の子と住所が別であっても監護状況等の要件を満たしていれば「はい」へ

いいえ

**【手続き不要です】**

- ①「特例給付から児童手当」
- ②「高校生年代の児童の認定」
- ③「大学生年代を含まない第3子判定の増額」については令和6年10月分から自動更新するため手続きは不要です。

はい

**【手続きが必要です】以下の書類をご提出ください。**

**◎ 監護相当・生計費の負担についての確認書**

※手続きを行わない場合は高校生年代以下の児童から多子加算を算定します。

●手続きが必要な方は必要書類をご用意の上、郵送又は子ども給付課窓口までご提出ください。(電子申請不可) ●申請後は別途、児童手当額改定通知書を送付します。

(2) 児童手当を受給していない方

**問1** 高校生年代以下(平成18年4月2日以降生)の児童を監護・養育している。

いいえ

**【手続き不要です】**

児童手当の対象外です。

はい

**問2** 大学生年代の子(監護相当かつ生計費の負担をしている子に限る。)があり、その子を含めて**3人以上の児童・子**を監護(相当)・養育(生計費の負担)している。  
※対象の子と住所が別であっても監護状況等の要件を満たしていれば「はい」へ

はい

いいえ

**問3** 問1の高校生年代以下の児童と別居している。  
※児童と世帯分離している方も「はい」へ

はい

いいえ

**問3** 問1の高校生年代以下の児童と別居している。  
※児童と世帯分離している方も「はい」へ

はい

いいえ

**【手続きが必要です】以下の書類をご提出ください。 ※様式は全て市HPからダウンロード可能です。**

以下の①②③をご提出ください。

以下の①③をご提出ください。

以下の①②をご提出ください。

以下の①をご提出ください。

**① 児童手当認定請求書**

- ※1 申請者が国家公務員共済又は地方公務員共済の組合員の方は**申請者の健康保険証(写)**
- ※2 外国籍の方は**申請者名義の振込先口座(金融機関名、口座番号等)が分かるもの(写)**

**② 児童手当別居監護申立書** (別居する高校生以下の児童についてご記入ください。)

**③ 監護相当・生計費の負担についての確認書** (大学生年代の子についてご記入ください。)

●手続きが必要な方は必要書類をご用意の上、郵送又は子ども給付課窓口までご提出ください。 ●制度改正に対応した、電子申請による受付については準備中です。準備が整い次第、市HPでご案内します。 ●申請後は別途、児童手当認定通知書を送付します。

3. 注意事項 **(必ずご確認ください。)**

- ◎ 申請者は**生計を維持する程度が高い(所得が高い)方**です。
- ◎ 申請者と児童が別居している場合は、申請者の住民登録地でお手続きください。
- ◎ 申請者が**公務員(独立行政法人等に勤める方は除く)の方は勤務先へご確認ください。**
- ◎ 離婚協議中の方で、父・母が別居(住民票の世帯も別)の場合は子ども給付課までご相談ください。
- ◎ 令和6年9月30日より前に転出する方は、転出先でお手続きください。

【問合せ・申請書の提出先】

〒352-8623 埼玉県新座市野火止1-1-1(本庁舎2階) 新座市役所子ども未来部子ども給付課  
電話: 048-477-2737(直通)